

座間市小規模（修繕・簡易な工事）契約希望者登録の申請をされる方へ

<令和2年8月1日～令和4年7月31日認定分の登録申請を受付します>

1 小規模（修繕・簡易な工事）契約希望者登録制度について

この登録制度は「かながわ電子入札共同システム」による競争入札参加資格認定のない方でも、座間市が発注する予定価格が50万円以下の小規模な建設工事、修繕の契約をすることができます。「内容が軽易で、履行の確保が容易な契約」を希望する方を登録し、積極的に指名業者選定の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大しようとするものです。なお、この登録申請をした方は「座間市小規模（修繕・簡易な工事）契約希望者登録名簿」に登録し、座間市が発注する小規模な契約の際に指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。

〔登録できる方〕

- 1) **座間市内に居住し事業所を有する個人事業者、座間市内に本店を有する法人事業者又は事業協同組合等の団体**（ただし、事業協同組合等の団体にあつては、座間市内に居住し事業所を有する組合員に限る。）
- 2) 建設業法第3条の規定に基づく建設業許可を取得していない方、建設業法第3条の規定に基づく建設業許可を取得しているが経営事項審査を受けていない方
- 3) 法人税（個人にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税並びに市・県民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税の滞納がない方
- 4) 労働者災害補償保険に加入している者（ただし、一人親方については除く。）
- 5) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められない者

〔登録できない方〕

- 1) 成年被後見人、被保佐人・被補助人又は破産者で復権を得ていない方
- 2) 「かながわ電子入札共同システム」の競争入札参加資格申請により「工事」を認定されている方
- 3) 希望する業種を履行するために必要な許可、資格等を有しない方
- 4) 自らその施工ができない方（一括下請け不可）

2 更新及び新規申請期間

定期申請期間として、**令和2年7月1日（水）から令和2年7月17日（金）まで**受付いたします。なお、その後の申請は、随時認定分として受付処理を行っていきます。

3 提出方法

郵送・持参いずれも可。持参の場合は、土、日、祝祭日を除く平日の午前9時から午後4時3

0分まで

4 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所 契約検査課（4階）

5 有効期間

定期申請期間内の認定分は、**令和2年8月1日から令和4年7月31日まで**の2年間です。

なお、定期申請期間以降についても随時申請の受付をいたしますが、**有効期限は令和4年7月31日まで**になります。その後、2年ごとに改めて登録の申請を受付けます。

6 契約者の選定方法

見積合わせに指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積競争により最も低価な見積書を提出した者と契約をすることになります。また、見積合わせに指名されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は、必ず連絡（電話可）をお願いいたします。

なお、緊急を必要とする修繕及び1件当たりの修繕額が10万円以下の修繕は、1者の方と随意契約できます。

7 契約書又は請書

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って書面（契約書又は請書）等により契約します。この場合の契約保証金は原則として免除します。

8 下請け等の禁止

契約の履行は、座間市契約規則、工事請負契約約款、施設修繕請負契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種の範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

9 請負代金支払時期

請負代金の支払いは、履行完成後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、正当な請求を受けた日から30日（建設工事は40日）以内です。なお、前払金、部分払金はありません。

10 契約関係法の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録業者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

11 登録名簿の公開

登録名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を確保するため座間市ホームページへの掲載により一般に公開しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。